

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁摩福社会（以下「当法人」と言う。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員のうち法人の業務を執行し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する理事長に対して、別表1により月額報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員のうち、理事会への出席、理事長の命を受けて当法人及び施設の運営のための業務に当たる理事に対して、別表2により月額報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員のうち、理事会及び評議員会への出席、当法人及び施設の指導検査等立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たる監事に対して、別表2により月額報酬を支給する。
- (4) 評議員が、評議員会への出席及び理事長の命を受けて当法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3により報酬を支給する。

(出張旅費)

第3条 役員が職務のために出張したときは、旅費規程及び別表4に基づき出張旅費を支給する。

(兼務役員)

第4条 当法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(支給方法)

第5条 役員等の報酬等は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表 1 (理事長の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円

別表 2 (理事・監事の報酬)

役職名	報酬の額
理事 (経営改革担当)	月額 25,000 円
監事 (財務管理担当)	月額 30,000 円
監事 (業務管理担当)	月額 30,000 円

別表 3 (評議員の報酬)

	報酬の額
評議員会への出席	日額 8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 8,000 円

別表 4 (出張旅費)

役職名	報酬の額
理事長・理事・監事	日額 8,000 円

* 県外出張は、旅費規程に基づく日当を加算する。